

# 平成28年の主な摘発事例 ～密輸手口の大口化～

## (事例1) 洋上取引 《過去最高の押収量》

那覇港に入港した外航ヨットに対する捜索において船底部及び客室床下に隠匿されていた**覚醒剤約600kg**を摘発(平成28年5月沖縄地区税関)



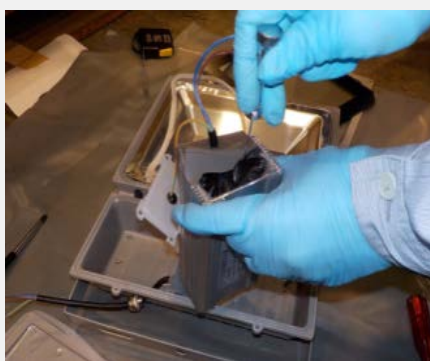
## (事例2) 洋上取引

東シナ海の海上において洋上取引され、徳之島の漁港に陸揚げされた**覚醒剤約100kg**を摘発(平成28年2月門司税関等6税関)



## (事例3) 海上貨物

中国から到着した海上貨物の検査において、LEDライトの駆動装置内に隠匿されていた**覚醒剤約150kg**を摘発(平成28年7月東京税関)



## (事例4) 海上貨物

中国から到着した海上貨物の検査において、小石運搬機内に隠匿されていた**覚醒剤約150kg**を摘発(平成28年11月東京税関)



# 啓発活動

## ○薬物乱用防止教室・税関見学受け入れ



## ○リーフレット・ポスター

(指定薬物)  
**危険ドラッグの**  
持ち込みは**犯罪**です。

**NO!**  
**危険ドラッグ**

医薬品医薬品等法に規定する指定薬物(同法第76条の4(製造等の禁止)に規定する医薬品の用途に供する目的に輸入するものを除く)。  
平成27年4月1日から、簡易法上、**10年以下の懲役**または2千万円以下の罰金(又はどちらかの対象となりました)と罰金及び禁錮併科、入獄、あるいは、入獄併科等の輸入についても犯罪の対象となります。

税関  
税関に関する情報がありましたら、税関ダイヤルへ  
シロイ、クロイ  
▶ 0120-461-961

あんた、  
「運び屋」したら  
人生終わりやで!

重い罪で厳しく処罰されます!  
知らなかったではすみません!  
不正な荷物は絶対に預けられない!

不正薬物の「運び屋」は、他人から預かった荷物でも、他人から不正な荷物は絶対に預けられないようにして下さい。  
他人から不正な荷物は絶対に預けられないようにして下さい。  
「分らなかった」では、すみません。  
重い罪で厳しく処罰されます。

不正薬物の「運び屋」は、他人から預かった荷物でも、他人から不正な荷物は絶対に預けられないようにして下さい。  
他人から不正な荷物は絶対に預けられないようにして下さい。  
「分らなかった」では、すみません。  
重い罪で厳しく処罰されます。

財務省・税関 2015.04

「甘い誘い」に注意を!

甘い誘いに乗って覚醒剤をはじめとした不正薬物の「運び屋」となるケースが増えています。

外国に行ってみないか 外国から荷物を運んでくれないか 渡航費用の心配はいらぬ

「海外からモノを運んでほしい」と頼まれて、チャコレートを持ち帰ったら 預かった土産から発見された覚醒剤

「運び屋」=不正薬物の密輸は、重大な犯罪であり、厳しく処罰されます!

「海外から荷物を運んでほしい、旅費は負担してくいていいし、報酬も出す。」と言われ、引き受けたところ、荷物の中から... CASE 1  
「外国からカバンを運ばないか? 運んでくれたら報酬をあげる。」と言われ、引き受けたところ、カバンの中から... CASE 2

覚醒剤 約2.5kg 懲役 7年 罰金 300万円 覚醒剤 約4kg 懲役 8年 罰金 450万円

海外では死刑になることも!  
不正薬物の密輸はほとんどの国で犯罪です。国によっては、死刑になることもあります。

おなじ心と想いから、税関ダイヤル 0120-461-961  
フリーダイヤル シロイ、クロイ

違法薬物から、あなたを守る。

税関  
税関に関する情報がありましたら、税関ダイヤルへ  
シロイ、クロイ  
▶ 0120-461-961  
フリーダイヤル シロイ、クロイ  
http://www.customs.go.jp/

# 税関相互支援協定 (CMAA: Customs Mutual Assistance Agreement)等の現状

● 貿易量や不正薬物等の密輸動向等を考慮しながら相手国を特定し交渉を行ってきており、米・EU・中国等の主要国と締結済。



発効済又は署名済 (32カ国・地域)

米国、シンガポール、豪州、NZ、韓国、カナダ、中国、マレーシア、タイ、香港、EU、インドネシア、ブルネイ、マカオ、フィリピン、ベトナム、スイス、ロシア、オランダ、イタリア、インド、ペルー、フランス、南ア、イギリス、ドイツ、モンゴル、スペイン、チリ、メキシコ、ノルウェー、ベルギー

政府間交渉中 (3カ国)

ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ